

伊予市競争入札参加者資格審査申請書提出要領 (業務委託)

1 申請書受付期間

令和6年12月1日から令和7年2月10日まで

2 提出方法

伊予市入札参加電子申請システム（以下「システム」という。）

3 申請資格

申請者は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び伊予市税を滞納していないこと。
- (4) 法令上、許可等を必要とする業務については、当該許可等を受けていること。
- (5) 役員、代理人、支配人その他の使用人が伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること。

「地方自治法施行令抜粋」

第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

4 申請要領

入札参加電子申請システム操作説明書に記載のとおり

5 提出書類

システムの入力フォームに必要事項を入力し、次の書類をPDFファイルにて添付してください。

- (1) 登記事項証明書（法人）・身分証明書（個人）
（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）（写）
- (2) 営業に関する許認可等の証明書（写）（申請業種に必要な場合のみ）
- (3) 未納税額のないことを証明する書類（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）
 - ア 伊予市内に本店、営業所を有する等、伊予市税の納税義務者
市税の完納証明書及び国税の納税証明書（「その3の3」（法人）・「その3の2」（個人））（写）
 - イ その他の者
国税の納税証明書（「その3の3」（法人）・「その3の2」（個人））（写）

- (4) 印鑑証明書（写）（証明年月日が申請書提出前3ヵ月以内）
- (5) 直前1年の財務諸表（写）
（貸借対照表、損益計算書等（法人）・所得税確定申告書等（個人））
- (6) 申請者又は受任者の住所が伊予市内の者は技術職員の有する各種合格証又は免許証等（写）（同種の資格は上位等級のみで可）
- (7) ISO等を取得している場合は、それを証明する書類（写）
- (8) 使用印鑑届
システムからEXCELファイルをダウンロードして必要事項を入力して印刷し、押印の上、PDFファイルに変換して提出してください。
- (9) 過去2年間の主な業務経歴
 - ア システムからWORDファイルをダウンロードして必要事項を入力し、PDFファイルに変換して提出してください。
 - イ 直前2年間の主な業務経歴を申請業種ごとにまとめて入力してください。
 - ウ 必要事項が記載されていれば、自社様式での提出も可とします。
- (10) 営業用機械器具
 - ア システムよりWORDファイルをダウンロードして必要事項を入力し、PDFファイルに変換して提出してください。
 - イ 申請する業種に必要な機械器具を入力してください。
 - ウ 必要事項が記載されていれば、自社様式での提出も可とします。
- (11) 有資格者名簿
 - ア システムからWORDファイルをダウンロードして必要事項を入力し、PDFファイルに変換して提出してください。
 - イ 申請する業種に必要な資格について、常時雇用している従業員の氏名等を入力してください。
 - ウ 必要事項が記載されていれば、自社様式での提出も可とします。

6 有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

7 申請書の一般的記載要領

- (1) 特に定めのある場合を除いて、提出日現在で入力してください。
- (2) 各種証明書の写し及び印鑑の押印は鮮明なものとしてください。
- (3) 数字は特に定めのある場合を除いて、アラビア数字（0・1・2・3）を用いてください。
- (4) 金額欄は、すべて千円単位で入力してください。

8 その他

- (1) 申請業務に関するパンフレット等がありましたら添付してください。
- (2) 営業の沿革については必要事項が記載されていれば、自社様式での提出も可とします。
- (3) 申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合は、直ちに競争入札参加資格者変更申請を行ってください。
- (4) データが大きくなる等ファイルを添付できない場合は、システムには資料を郵送する旨を入力したPDFファイルを添付し（本資料につきましては、別途郵送します。等）、別途、資料を郵送してください。